

ISSP Note Collection 登録要件

(目的)

1. 物性分野の講義ノート等を ISSP Note Collection (以下、「コレクション」という。) へ登録する際の要件を定めるものである。

(電子的公開)

2. 研究所は、コレクションに登録されるノート等 (以下、「ノート」という。) 及びメタデータを次のように取り扱う。
 - (1) 電子化されたノートを複製し、メタデータとともにコレクションシステムに登録する。
 - (2) ネットワークを通じ、複製物及びメタデータを無償で公開する。
 - (3) 利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。(動画、音声ファイルを除く)
 - (4) 本学内外の各種システム等との連携のために、メタデータを提供する。
 - (5) コレクションを主たる公開元としているノートについて、登録申請者の求めに応じて Digital Object Identifier (DOI)を付与する。

(ノートの利用条件)

3. 研究所は、ノートの利用に際し、次の事項を遵守する。
 - (1) ノートを改変しない。ただし、コレクションの技術的環境その他の理由により、圧縮、分割又はファイルフォーマットの変換を行う場合がある。
 - (2) 標題の表現を改変しない。ただし、コレクションの技術的環境その他の理由により、省略又は他の代替物への置換を行う場合がある。
 - (3) 著作者名の表示を行う。
 - (4) 公開にあたり、コレクションの利用者 (以下、「利用者」という。) に対して、著作権法を遵守した利用を行うよう周知する。
4. ノートの公開範囲は、本学内及び本学外とする。
5. ノートの利用は無償とする。
6. 利用者は、著作権法の範囲で、ノートの表示、ダウンロード又は印刷等の出力をすることができる。

(ノートの登録条件)

7. 登録するノートの形式は、Portable Document Format (PDF) 形式を基本とし、原則1ノートを1ファイルとする。

8. 登録するノートファイルのサイズは、100MB を上限とする。それ以上のサイズのファイルの登録可否については、登録申請者と協議の上、研究所が判断するものとする。
9. ノートには、それに付随する画像、音声、動画ファイルを添付することが可能だが、その登録の可否については登録申請者と協議の上、研究所が判断するものとする。
10. 登録するノートへの DOI 付与については、登録後にノートの削除や非公開化が行われないことを登録申請者に確認の上、研究所が判断するものとする。

(著作物の利用許諾等)

11. 登録申請者は、研究所に対して、登録要件の内容に基づき著作物の利用を認める。
12. 登録申請者は、登録を希望するノートの著作権が複数の者に帰属する場合又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得る。
13. 登録申請者は、当該ノートの利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、あらかじめ関係者との調整等を行う。

(登録されたノートの削除)

14. 登録申請者は、コレクションに登録されたノートの削除を希望する場合、その理由を付して、図書委員長に削除を申請することができる。
15. 研究所は、他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと図書委員長が認める場合、登録されたノートを削除することができる。

(免責事項)

16. 登録されたノートの内容に関する責任は、登録申請者が負う。
17. 研究所は、コレクションにおけるノートの収集、保管、公開、提供、削除その他の取扱い及び登録されたノートを利用することによって生じた、利用者のいかなる損害・不利益について、一切の責任を負わない。

(その他)

18. 本登録要件に記載されていない事項については、必要に応じて、登録申請者及び研究所が別途協議することとする。

(2023 年 9 月)